

企業年金の現状と課題

- I 企業年金等の状況
- II 2025年金法改正：私的年金制度の見直し
- III イデコへの政策傾斜と投資リスク
- IV 年金給付確保の手段

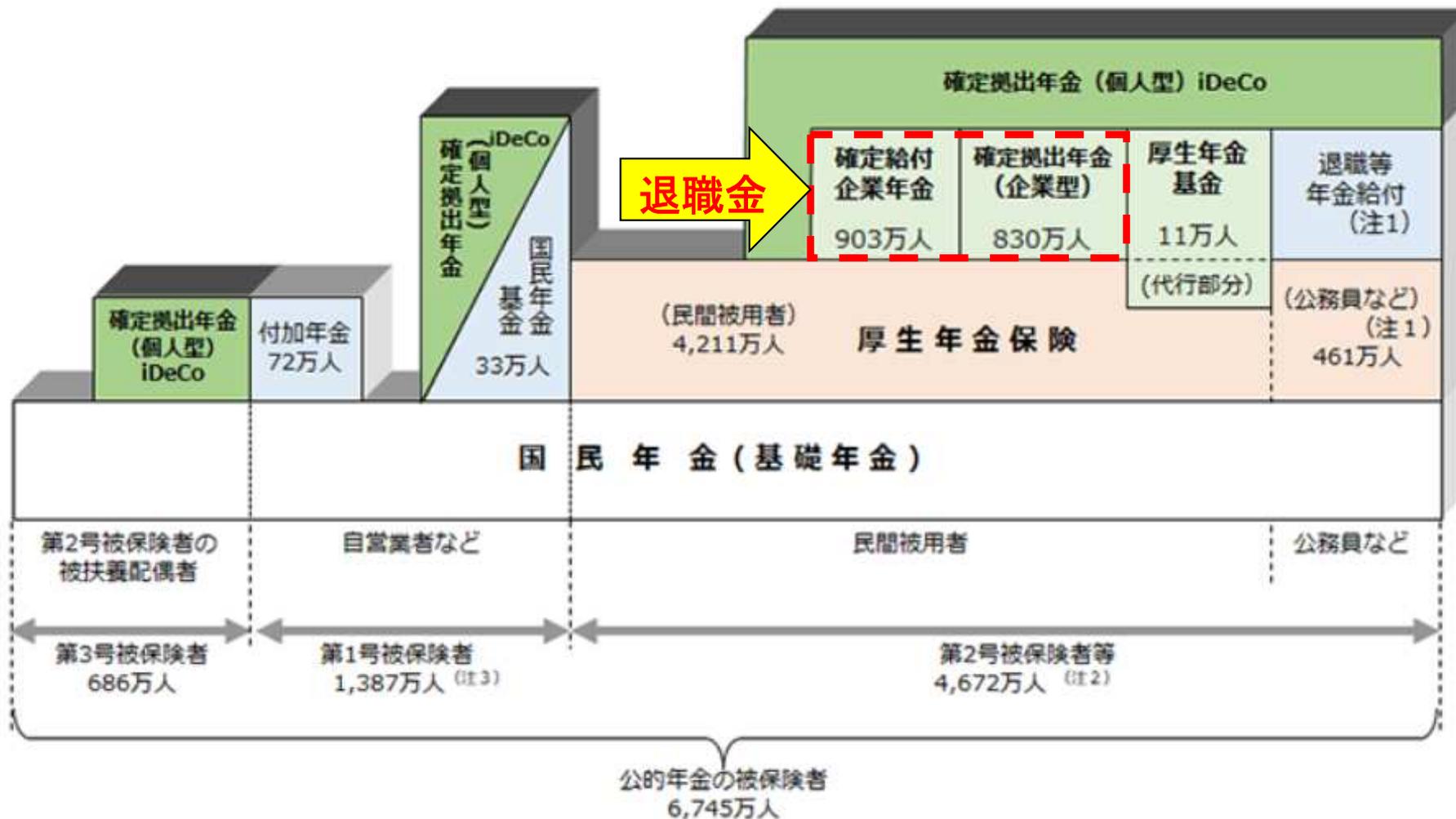
2026年2月
年金数理人 久保 知行

I 企業年金等の状況

<日本の年金制度の体系>

(数値は令和6年3月末現在)

確定拠出年金(個人型) iDeCo 合計328万人



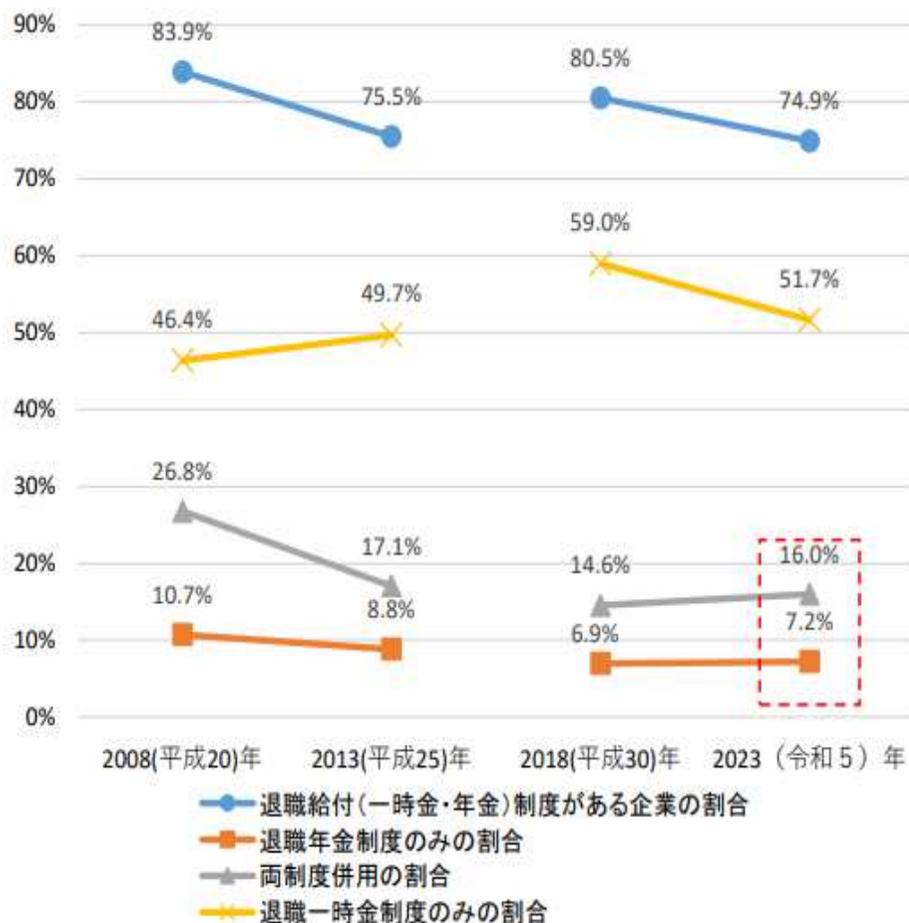
<出所:企業年金連合会「企業年金制度」より>

https://www.pfa.or.jp/nenkin/nenkin_tsusan/nenkin_tsuusan01.html

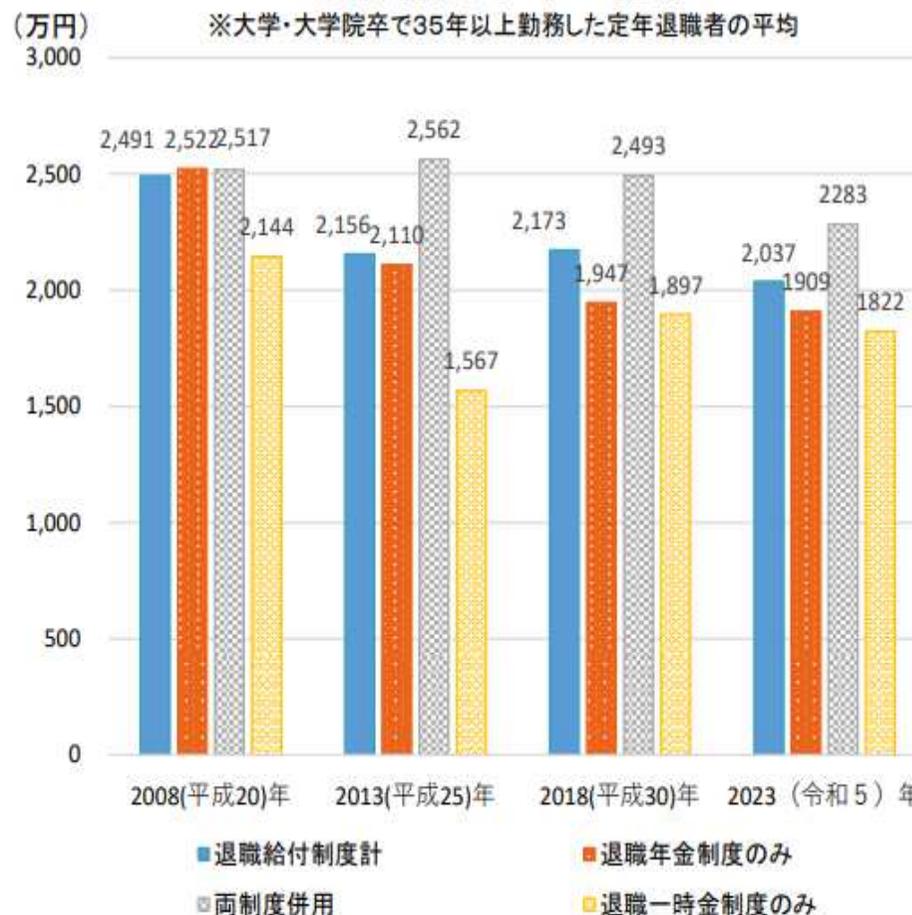
<退職給付制度の有無と給付水準>

- 退職給付制度のある企業の割合は約**4社に3社**（5年前80.5%→74.9%）
- 退職給付制度有の中では、年金形態が若干増加 ○給付水準は低下

<退職給付制度の有無>



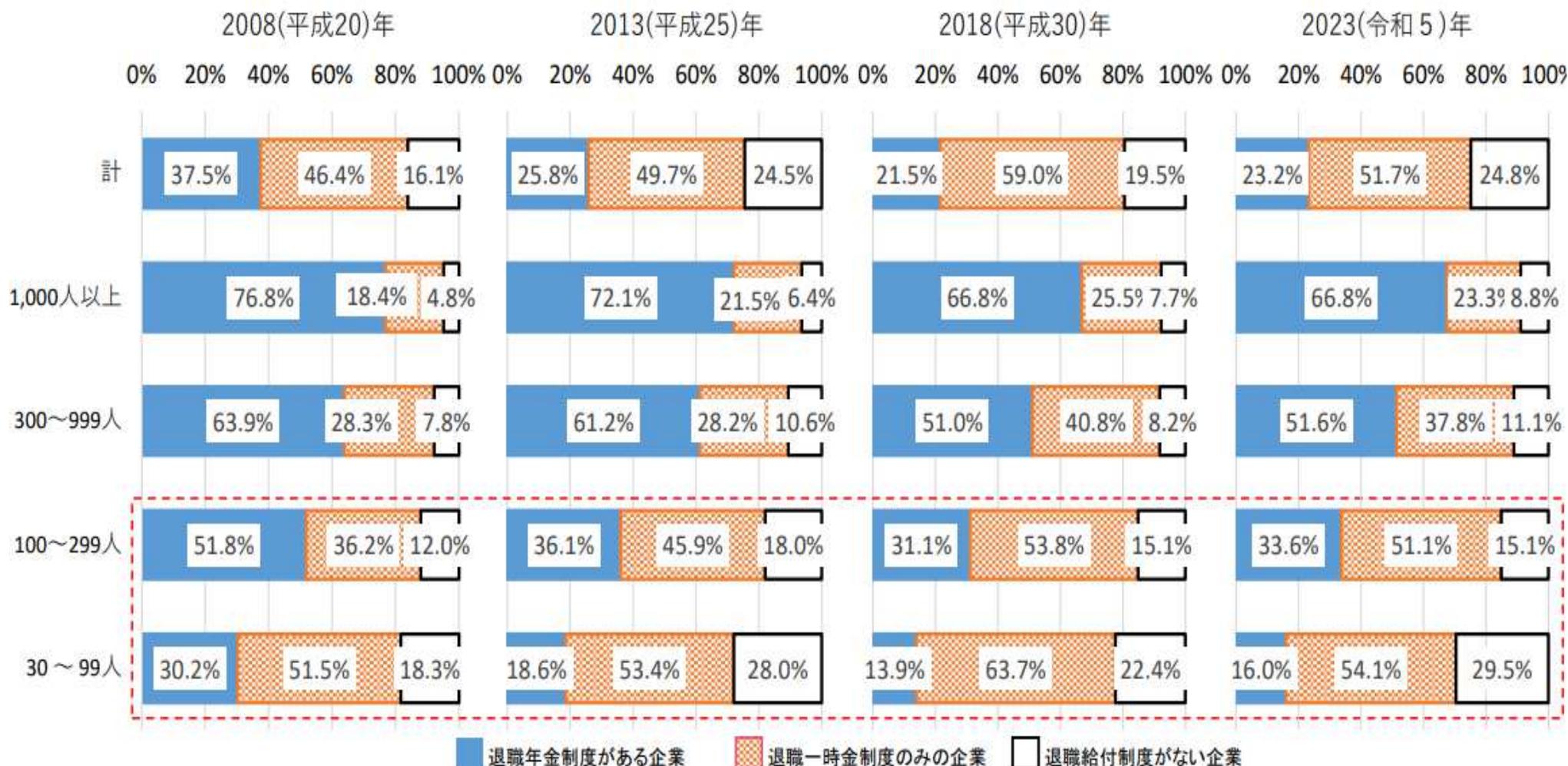
<退職給付水準の推移>



<出所:「公的年金と私的年金の現状と課題について」p21>

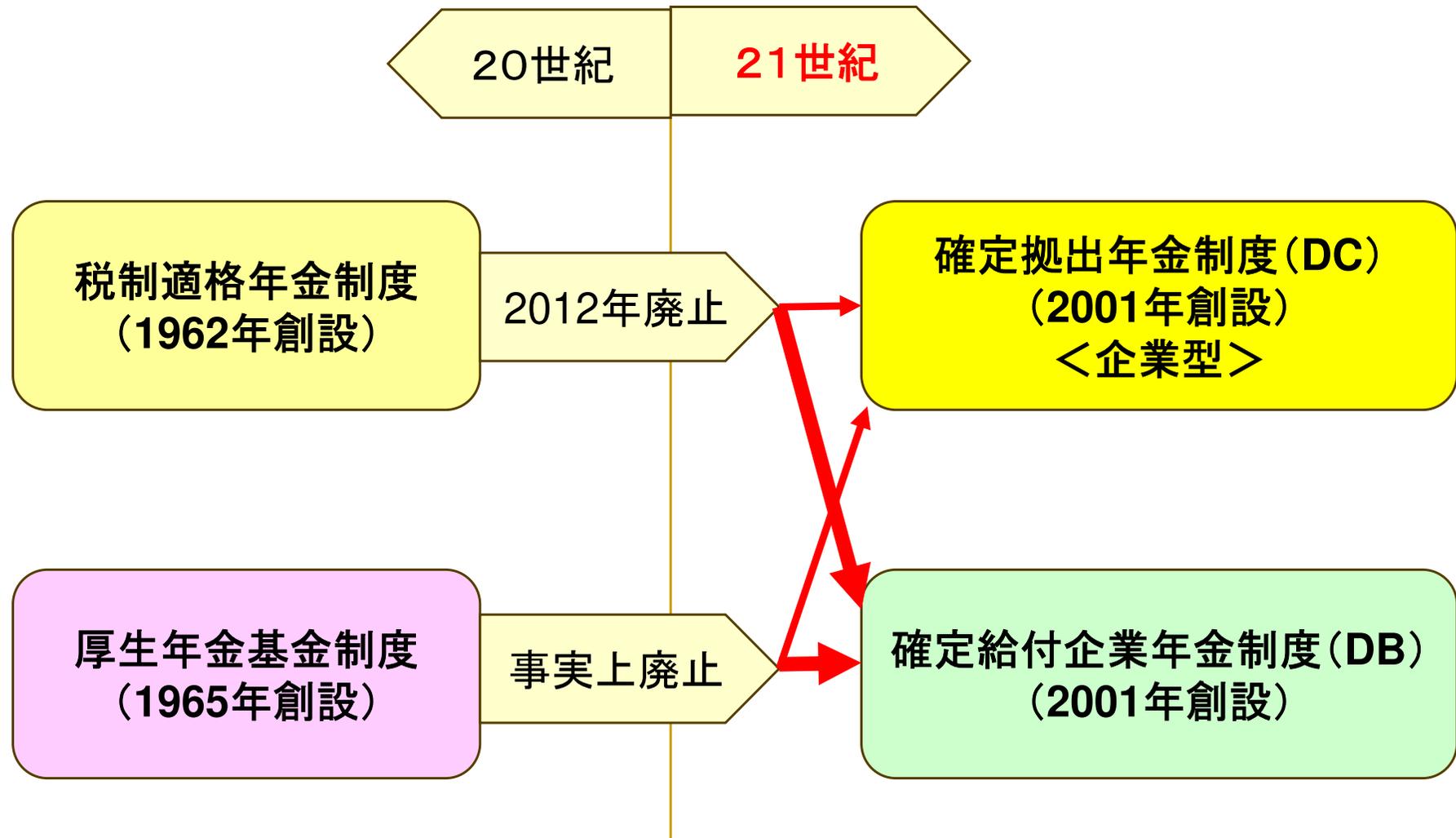
<退職給付制度の実施状況(企業割合・規模別)>

- 退職給付制度のない企業は、従業員規模に関わりなく増加。30～99人では約3割
- 従業員規模300人未満では、「一時金形態」→「なし」「年金形態」にシフト



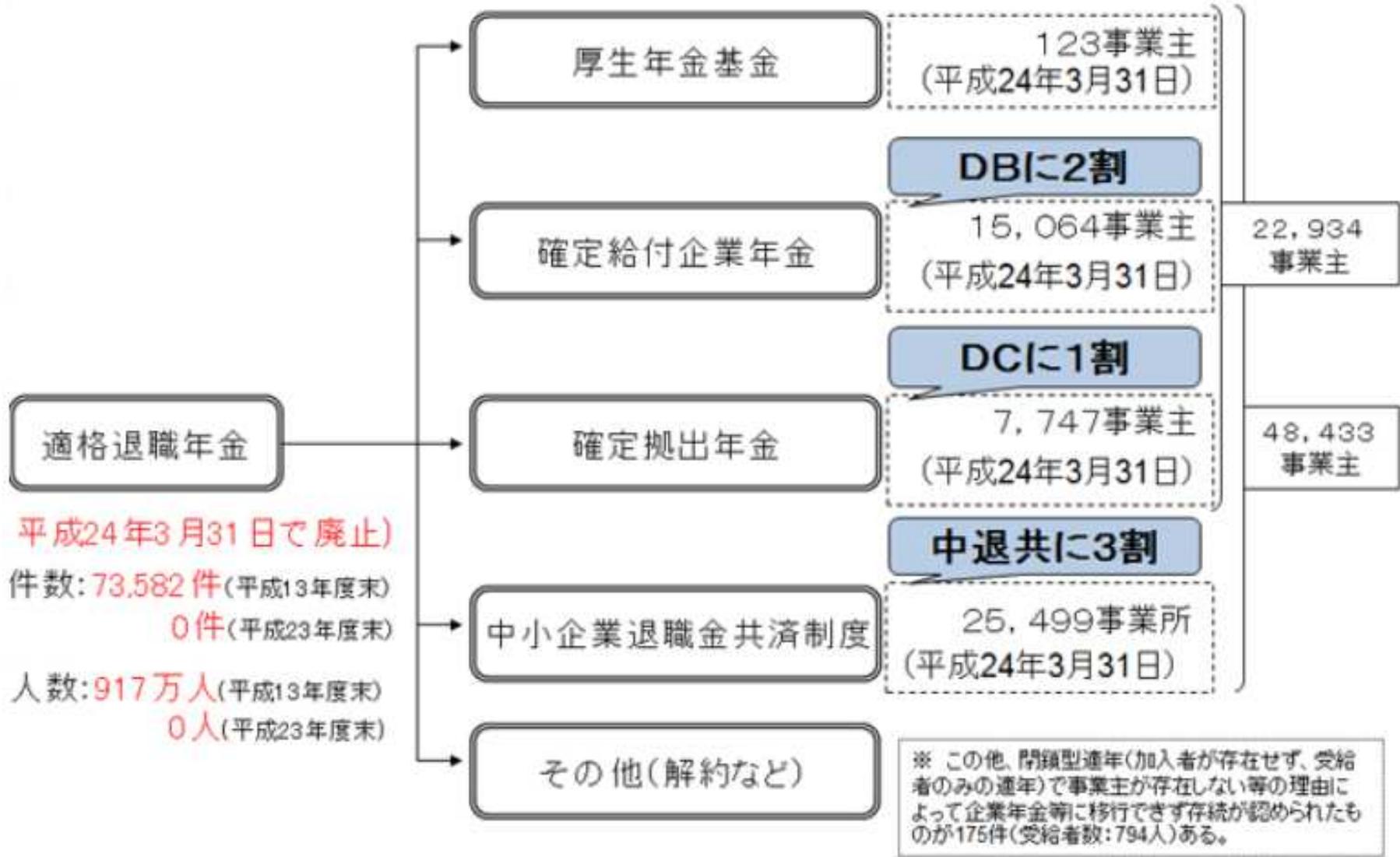
<出所:「公的年金と私的年金の現状と課題について」p22>

<企業年金制度の変遷と選択肢>



(出所:筆者作成)

<適格退職年金の企業年金等への移行状況>



<出所:厚生労働省「適格退職年金制度の動向」>

https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/tekikaku_e.html

<東京労働局 中小企業退職金調査(2年ごと)>

(都内中小企業(従業員数300人未満)の賃金等の実態調査)

年度	集計数	制度なし	(制度あり)	一時金のみ	年金あり	うちDC	うちDB
2024 (令和6)	659	34.4%	64.2%	48.9%	15.3%	42.6%	28.7%
2022 (令和4)	1,012	28.3%	71.5%	51.9%	19.7%	52.3%	43.2%
2020 (令和2)	1,407	20.9%	65.9%	47.3%	18.6%	46.4%	39.5%
2018 (平成30)	1,060	24.2%	71.3%	54.2%	17.2%	45.1%	44.5%
2016 (平成28)	995	29.5%	69.8%	49.1%	20.7%	37.4%	36.9%
2014 (平成26)	830	20.0%	78.9%	55.7%	23.3%	38.3%	36.8%
2012 (平成24)	1,099	21.1%	77.7%	56.1%	21.6%	27.0%	30.4%

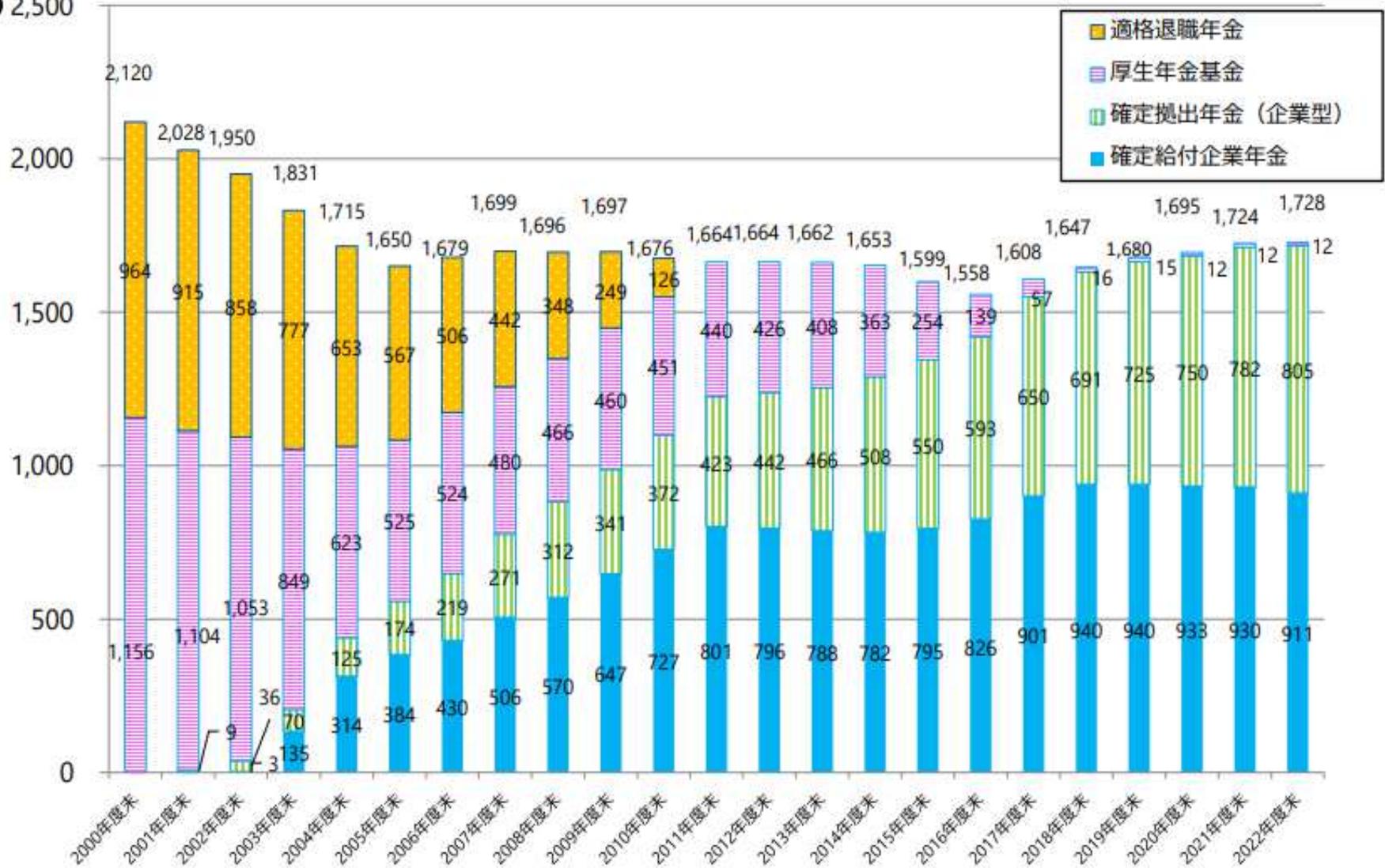
(注)未解答企業があるので、「制度なし」と「制度あり」の合計は100%になっていない。

- 中小企業で、退職給付制度がないのは約3割におよぶ。
- 中小企業は、約半分が「一時金のみ」の退職給付制度を採用している。
- 中小企業で、退職給付制度の年金形態の利用は2割弱で、DCがDBより少し多い。

<出所:東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情」より作成>

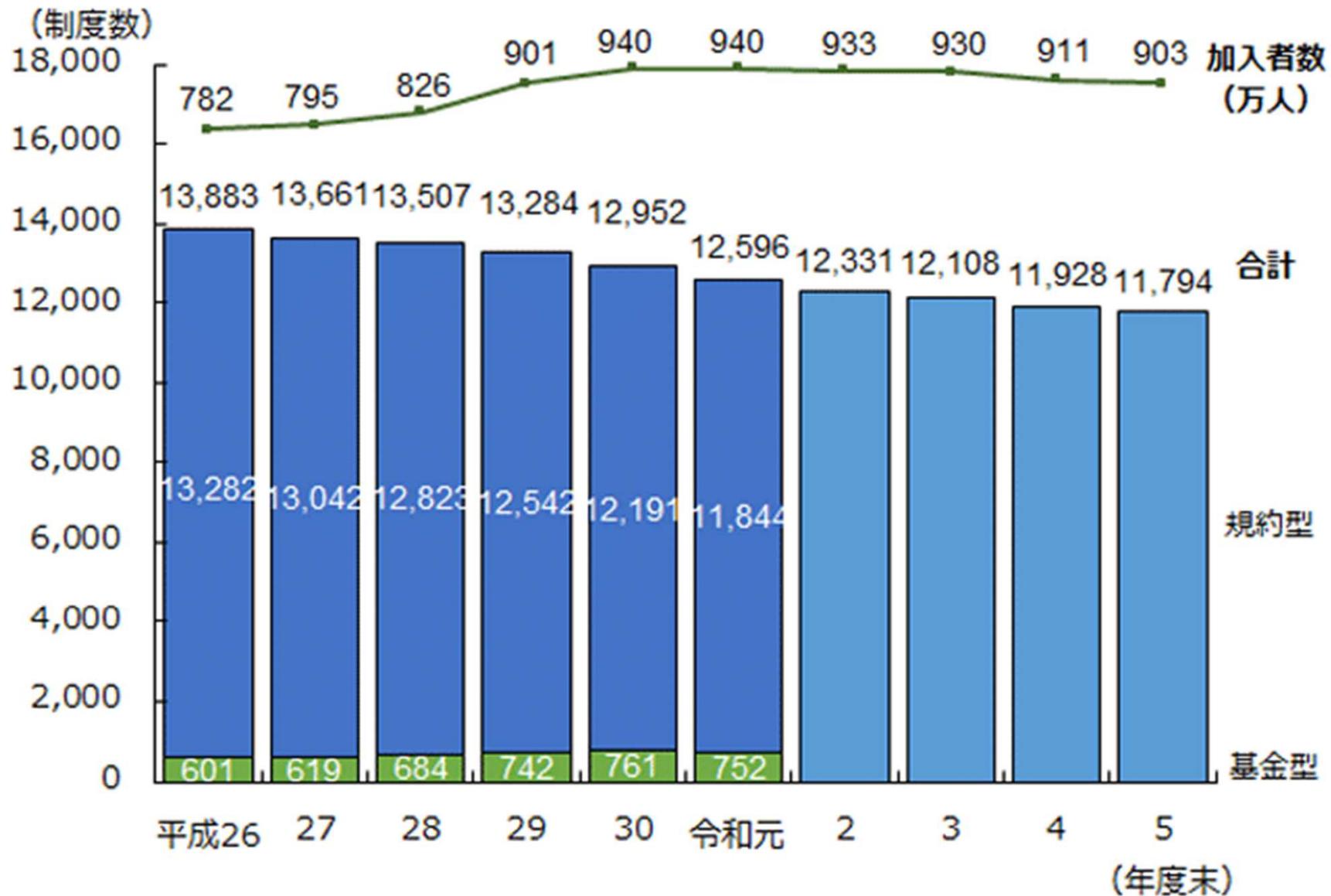
＜企業年金の加入者数の推移＞

加入者数(万人) 2,500



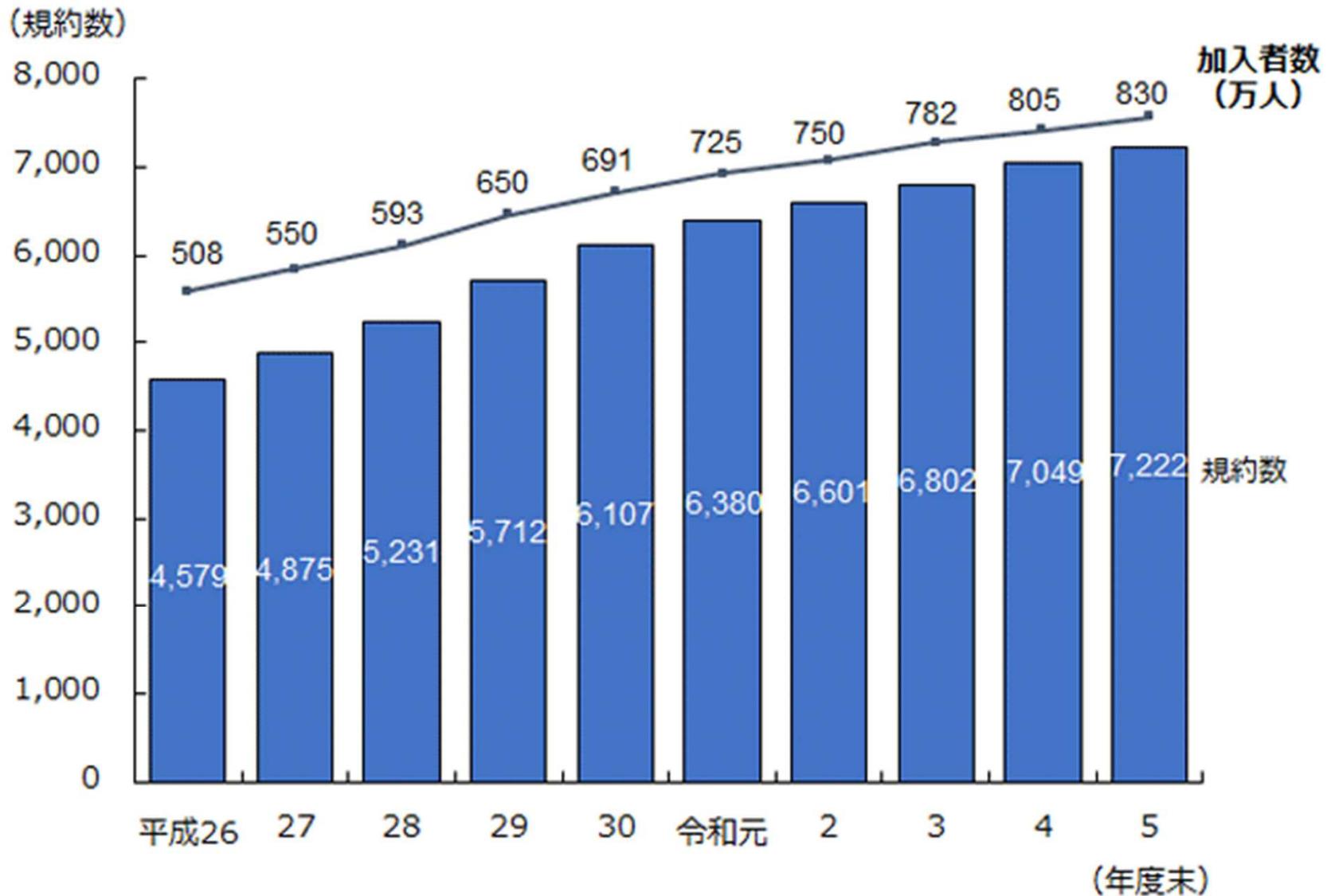
＜出所:「公的年金と私的年金の現状と課題について」p19＞

< 確定給付企業年金の推移 >



< 出所: 企業年金連合会「企業年金に関する基本統計」(確定給付企業年金) >

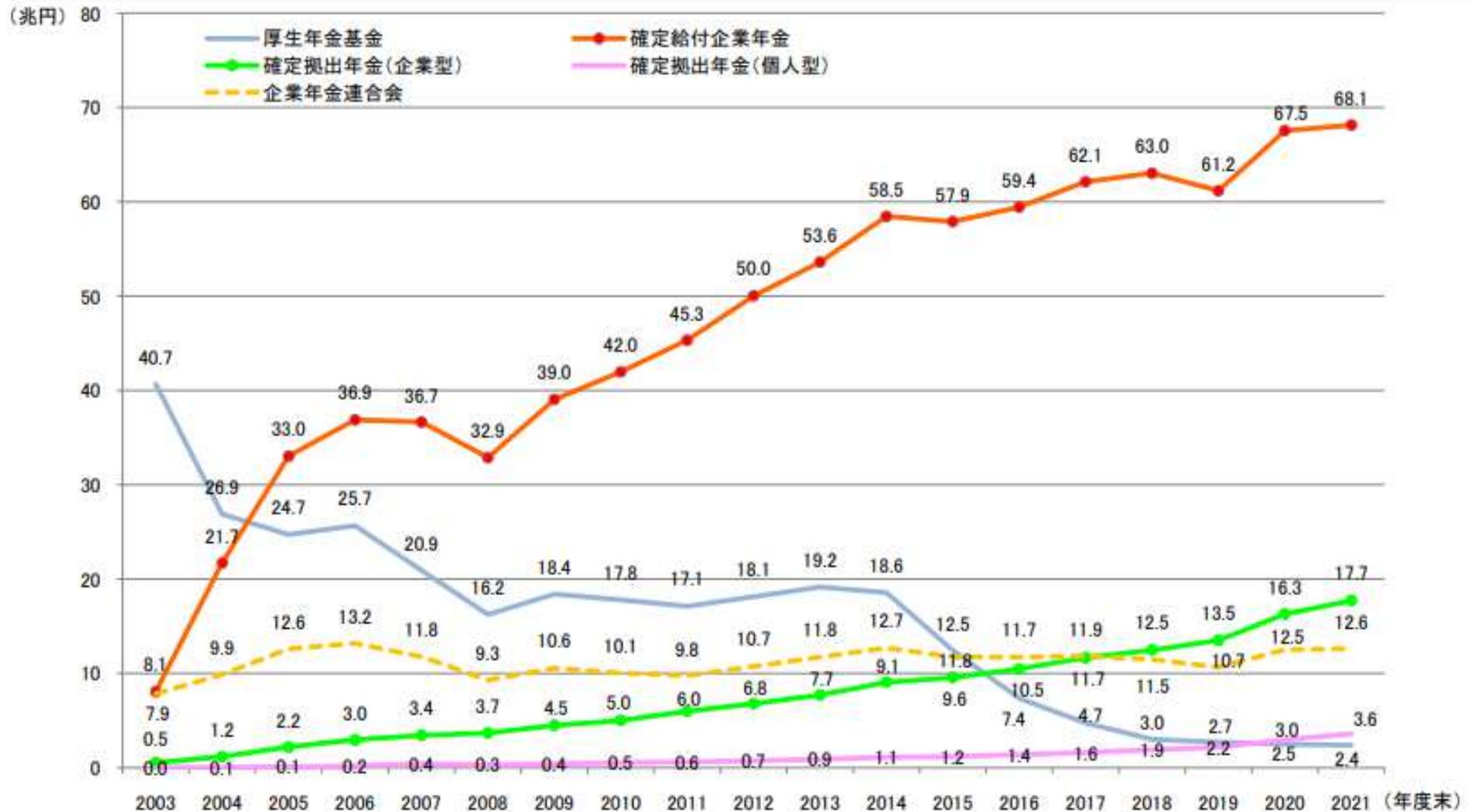
< 確定拠出年金（企業型）の推移 >



< 出所：企業年金連合会「企業年金に関する基本統計」(確定拠出年金) >

<企業年金・個人年金の資産残高>

○ 確定給付企業年金(DB)の資産残高68.1兆円、企業型確定拠出年金(企業型DC)の資産残高17.7兆円、個人型確定拠出年金(個人型DC)の資産残高3.6兆円となっている。



<出所:「私的年金制度(企業年金・個人年金)の現状等」p34>

<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001113460.pdf>

<最新状況>

<2025.3.31時点>

	件数 (事業所)	資産残高		加入者数 (万人)
		(兆円)	(対前年)	
確定給付 企業年金	11,653	68.8	△2.1%	887
確定拠出年金 (企業型)	7,432 (58,326)	23.7	+4.4%	862
厚生年金基金	4	15.4	△4.3%	11

<出所:信託協会等・厚生年金基金連合会>

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/013/202506/NR20250604-1.pdf>

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/013/202506/NR20250604-2+.pdf>

https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/nenkin/files/dc_toukei_2025.pdf

Ⅱ 2025年金法改正：私的年金制度の見直し

iDeCoの加入可能年齢の上限引上げ【3年以内に実施】

令和8(2026)年12月1日施行

- ✓ 働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入**し、老後の資産を形成できるようにします。



※ iDeCoの拠出限度額の上限は、今後第1号被保険者が月7.5万円に、第2号被保険者が月6.2万円に引き上げられる予定です。

企業型DCの拠出限度額の拡充【3年以内に実施】

令和8(2026)年4月1日施行

- ✓ 企業型DCの加入者が、事業主の拠出に上乗せして拠出できる**加入者掛金（マッチング拠出）**について、**事業主掛金の額を超えられないという制限を撤廃**し、拠出限度額の枠を十分に活用できるようにします。

※ 企業型DCの拠出限度額は、現行の月5.5万円から月6.2万円に引き上げられる予定です。

企業年金の運用の見える化【5年以内に実施】

- ✓ **企業年金の運営状況の情報を厚生労働省がとりまとめて公表**することにより、他社との比較や分析を行えるようにし、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにします。

<出所：厚生労働省「年金制度改正法が成立しました(5)私的年金制度」>

iDeCoの加入可能年齢の引き上げ

改正の概要

現在、iDeCoに加入するためには、国民年金被保険者であって、かつ、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していないという要件があるが、公的年金への保険料を納めつつ、上乘せとしての私的年金に加入してきた者が、60歳から70歳にかけて老後の資産形成を継続できるようにするため、現在の要件に加え、国民年金被保険者以外の者であっても、60歳以上70歳未満のiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であって、以下の要件を満たす者にiDeCoの加入・継続拠出を認める。

- ① iDeCo加入者
- ② iDeCo運用指図者
- ③ 企業年金からiDeCoに資産を移換する者

・上記の①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者
 なお、経過措置として、施行日から3年を経過する日までの間は、上記①～③に該当しない60歳以上70歳未満の者であってもiDeCoの加入が可能

■現状

- ・国民年金被保険者
- ・老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者



■iDeCoの加入可能年齢の引き上げ対象者（拠出限度額：原則6.2万円※1）

- ① iDeCo加入者
 - ② iDeCo運用指図者
 - ③ 企業年金からiDeCoに資産を移換する者
- ・上記の①～③いずれかに該当する国民年金被保険者以外の者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者（※2）（※3）、マッチング拠出を実施していない者

施行日から3年を経過する日までは、左記に該当しない者もiDeCoの加入が可能



※1 企業年金等がある者は、企業年金等と合計して6.2万円が上限

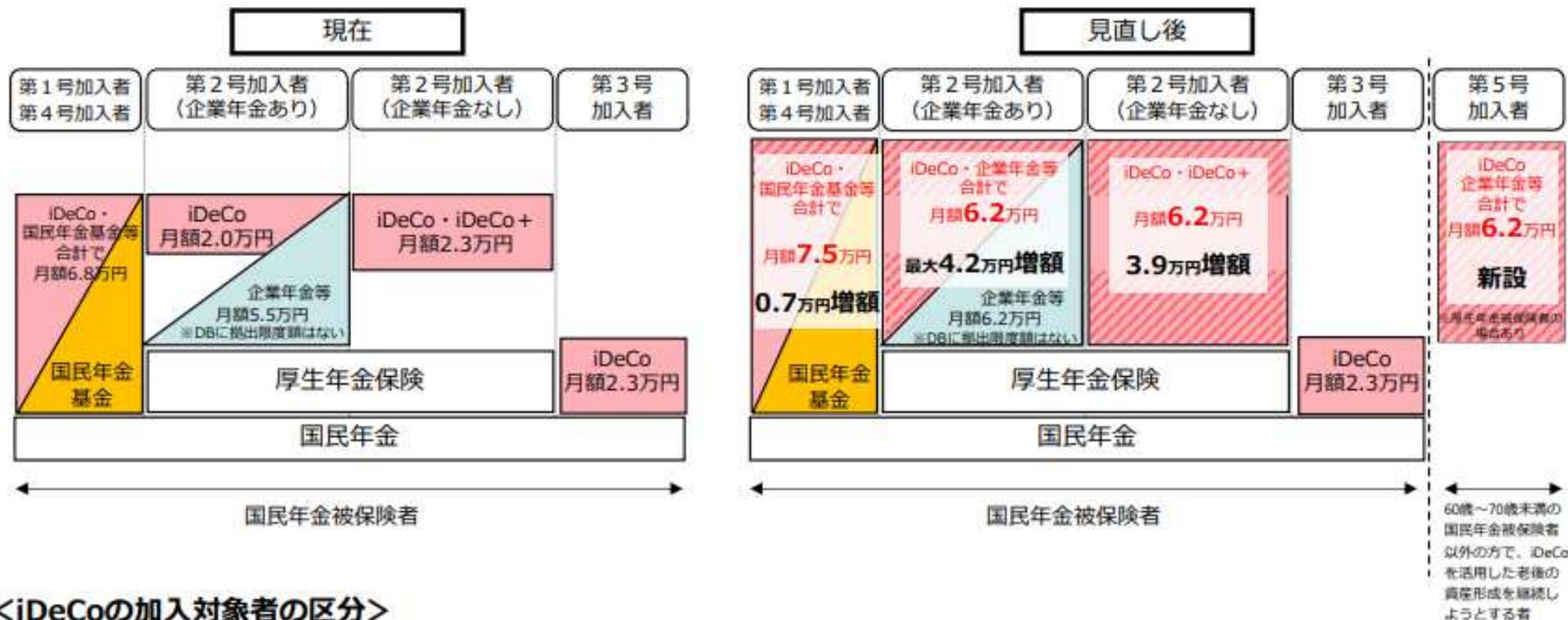
※2 老齢基礎年金を繰り下げて老齢厚生年金を受給する者は加入可能

※3 施行日までに老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給した場合は加入不可

<出所：厚生労働省「iDeCoの加入可能年齢の引き上げ」>

iDeCo 拠出限度額の引き上げ

<iDeCoの拠出限度額の引き上げのイメージ>



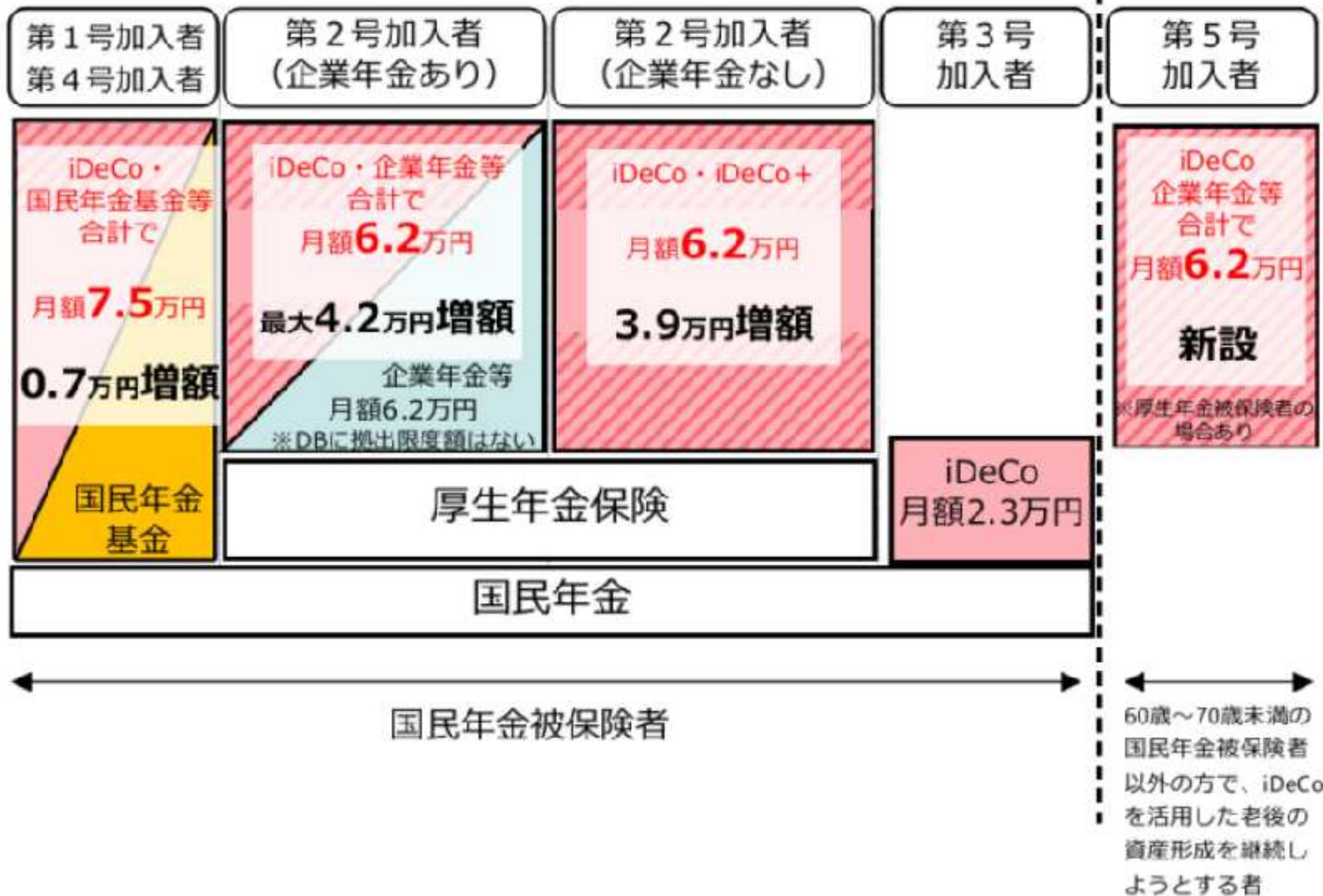
<iDeCoの加入対象者の区分>

- 第1号加入者：国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生）
- 第2号加入者：国民年金第2号被保険者（会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者）
- 第3号加入者：国民年金第3号被保険者（国民年金第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者）
- 第4号加入者：国民年金任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者、または、20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が480月に達していない者）
- 第5号加入者：60歳以上70歳未満の国民年金被保険者以外の方で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者

①iDeCo加入者、②iDeCo運用指図者、③企業年金からiDeCoに資産を移換する者 ①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者

<出所：厚生労働省「iDeCo拠出限度額の引き上げ」>

見直し後



(前ページの抜粋)

令和8年12月から

iDeCoがパワーアップします!



1 毎月の拠出限度額がアップ

例えば、企業年金がないサラリーマンの方の毎月の拠出限度額は
23,000円から62,000円にアップ

2 70歳まで掛金の拠出が可能に

例えば、50歳の方がiDeCoを始めても最大20年間の掛金の拠出が可能に

3 掛金の所得控除メリットはそのまま継続

掛金の所得控除メリットはそのまま継続
掛金を増額すれば所得控除をより大きくすることが可能に

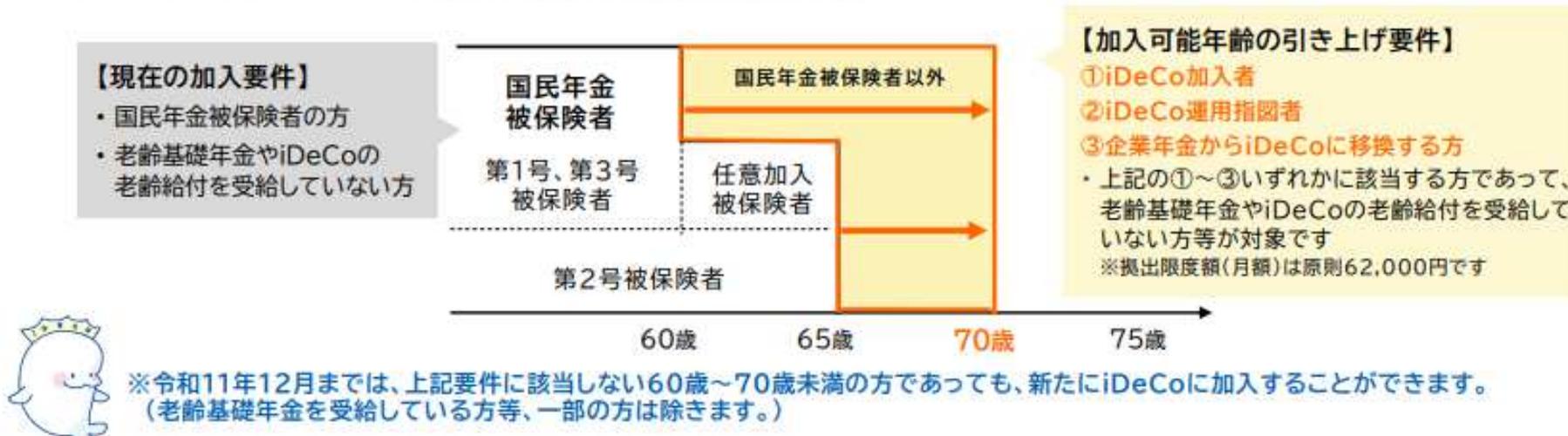
<出所:厚生労働省「令和8年12月からiDeCoがパワーアップします!」>

① 毎月の拠出限度額がアップ

加入資格		拠出限度額(月額)	
第1号被保険者 任意加入被保険者（自営業者など） 		68,000円 <small>国民年金基金と合わせて 68,000円が上限</small>	75,000円 <small>国民年金基金と合わせて 75,000円が上限</small>
第2号被保険者 （会社員など） 	会社が企業年金を 実施していない会社員	23,000円	62,000円 <small>企業年金と合わせて 62,000円が上限</small>
	会社が企業年金を 実施している会社員	20,000円 <small>企業年金と合わせて 55,000円が上限</small>	

② 70歳まで掛金の拠出が可能に

働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入**し、老後の資産を形成できるようになります

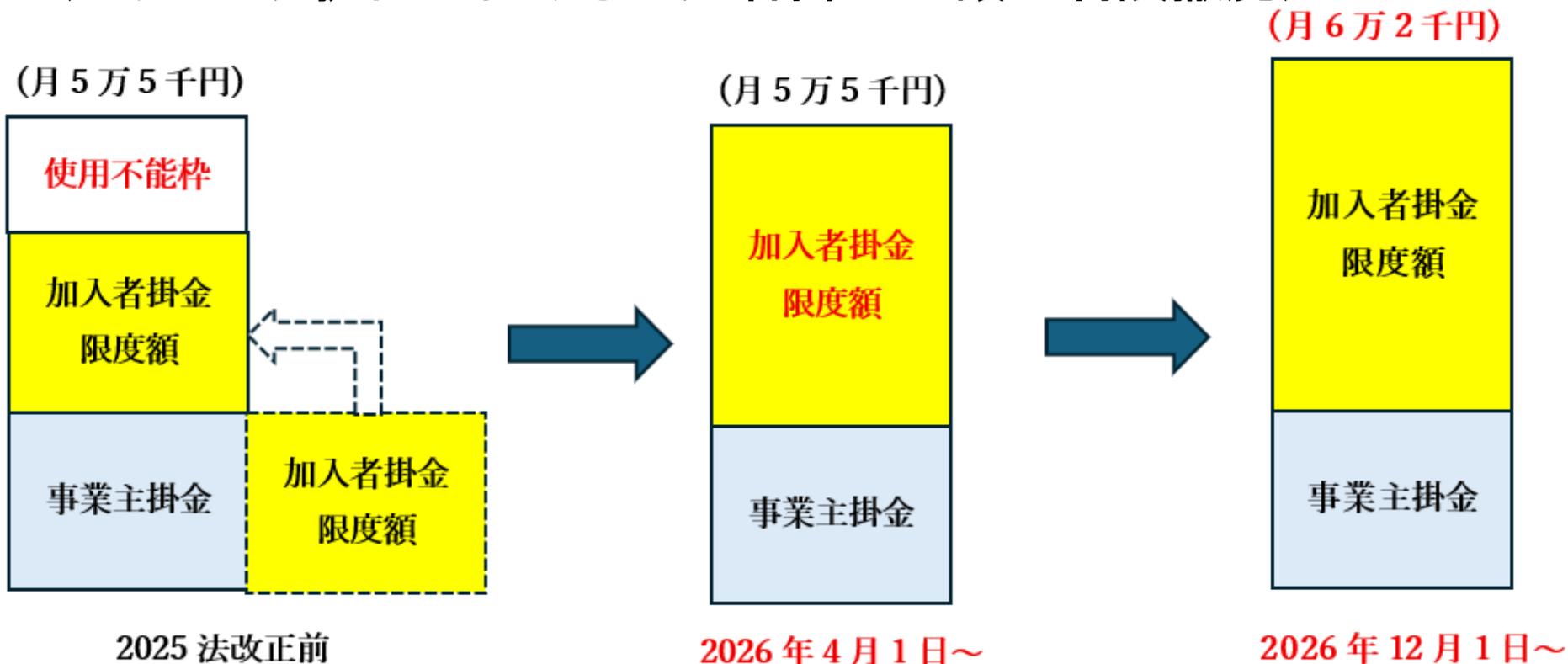


<出所:厚生労働省「令和8年12月からiDeCoがパワーアップします!」>

<企業型DCの拠出限度額の拡充>

令和8(2026)年4月1日施行

(マッチング拠出における加入者掛金の額の制限撤廃)



区分	加入者掛金(マッチング拠出)	個人型年金
実施主体	企業型年金実施主体	国民年金基金連合会
拠出限度額	全体限度額(2026/12/1前5.5万円、以降6.2万円)ーDB掛金ーDC事業主掛金	
商品選択	制度規約で規定された商品から	選択した運営管理機関の商品から
口座管理費用	事業主等が負担が実態	加入者が負担
運用信託報酬	加入者が負担	加入者が負担
給付手数料	加入者が負担	加入者が負担

(注) 個人型年金で、2026年12月1日より前は、拠出限度額の上限は2万円

<マッチング拠出の制限撤廃で、イデコからマッチング拠出付の企業型年金に、大規模なシフトが生じる可能性>

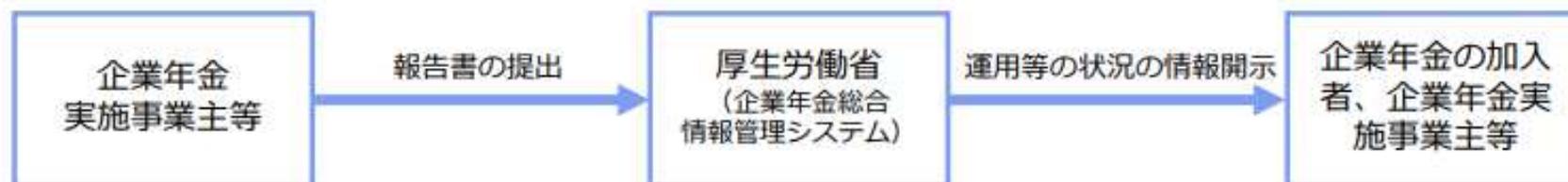
<企業年金の運用の見える化> (厚生労働省が情報集約・公表) (施行日: 公布から5年以内の政令で定める日)

改正のねらい

- 現在の制度では、企業年金の情報は加入者などの本人に通知されているほか、企業年金の運営状況については厚生労働省への報告書の提出義務もありますが、一般には公開されていない状況にあります。
- このため、こうした企業年金の情報を一般に公開することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにします。

【見直しの内容】 <公布から5年以内の政令で定める日施行>

- 企業年金の運用の見える化（情報開示）として、厚生労働省が当該報告書の記載事項のうち一定の事項を公開することとする。



企業年金の運用の見える化の開示方法・開示項目

企業年金の運用等の情報開示においては、次のような開示方法、開示項目が考えられる。

○DBの見える化

- ・ 開示項目については、毎年の事業報告書・決算に関する報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）
※ 運用状況（運用の基本方針等）や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報については新たに報告が必要（事業報告書に追加）
- ・ 開示の方法については、厚生労働省がDB別に公表を行う。
- ・ 開示対象要件として規模要件を設ける。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）

○DCの見える化

- ・ 開示項目については、毎年の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）（RK経由の報告を想定）
- ・ 開示の方法については、厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表を行う。
- ・ 開示は全事業所を対象とする。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）
- ・ 上記に加えて、運用の方法の見える化については、運営管理機関等による取組の改善を促進する。

<出所:「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」(2025年10月7日)資料1p1>

企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会 構成員名簿

氏名	所属・役職
おおえかよ 大江加代	NPO 法人確定拠出年金教育協会理事兼主任研究員
かわかみともき 川上知紀	トヨタ自動車企業年金基金常務理事
さめじままさひろ 鮫島正大	企業年金連合会理事長
ふじさわようすけ 藤澤陽介	早稲田大学大学院会計研究科客員教授
ほんまともかつ 本間智克	NEC 企業年金基金常務理事
もりとひでゆき 森戸英幸	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
わたなべきぬこ 渡邊絹子	筑波大学ビジネスサイエンス系准教授

(五十音順、敬称略)

＜出所：「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」(2025年10月7日)参考資料2＞

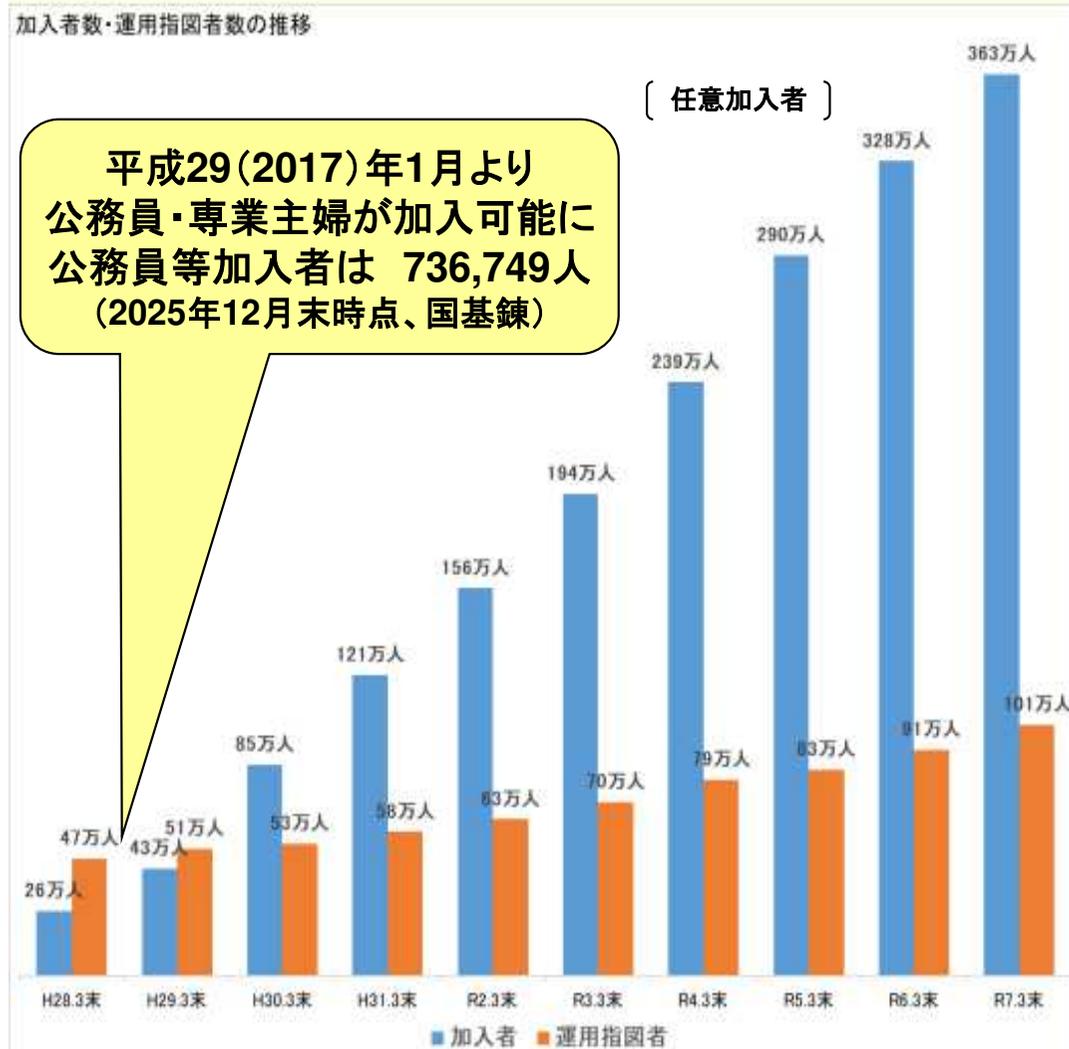
企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会 開催状況

回数	開催日	議題等	資料
第2回	2026年1月28日 (令和8年1月28日)	1. 企業型DCの適切な商品選択のための投資教育事例について 2. DBにおけるインフレ抵抗力の確保に係る取組事例について	【資料1】確定給付企業年金(DB)のインフレ抵抗力の確保に係る取組事例 【参考資料1】第1回懇談会でいただいたご意見の概要 大江構成員提出資料 本間構成員提出資料
第1回	2025年10月7日 (令和7年10月7日)	1. 企業年金の加入者のための運用等の見える化の具体化に向けての検討 2. 企業型DCの適切な商品選択のための取組・推進等	【資料1】企業年金の加入者のための運用等の見える化 【資料2】適切な商品選択に向けた取組 【資料3】確定給付企業年金(DB)におけるインフレ抵抗力の確保[3.1MB]別ウィンドウで開く 【参考資料1】適切な商品選択に向けた取組に関するガイドブック 【参考資料2】開催要綱 鮫島構成員提出資料

<出所:「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」より抽出>

Ⅲ イデコへの政策傾斜と投資リスク

<イデコの加入者数・運用指図者数の推移、制度の概況等>



加入者	3,630,856人
うち、第1号加入者	376,099人
うち、第2号加入者	3,093,450人
うち、第3号加入者	149,823人
うち、第4号加入者	11,484人
運用指図者	1,013,669人
運営管理機関	155機関
受付金融機関	829機関

	新規加入者	新規運用指図者	合計
令和4年度(人) (4月~3月)	568,843	155,156	723,999
前年度比(%)	108.1	90.2	103.7
令和5年度(人) (4月~3月)	452,202	178,540	630,742
前年度比(%)	79.5	115.1	87.1
令和6年度(人) (4月~3月)	433,044	211,662	644,706
前年度比(%)	95.8	118.6	102.2

<出所: 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の制度の概況」>

＜確定拠出年金の拠出（可能）限度額（月あたり額）の推移＞

（単位：万円）

制度区分	企業型DC		個人型DC				
	第2号		第1号	第2号		第3号	
被保険者区分	（会社員、×公務員）		（自営業者等）	（会社員）		（公務員）	（専業主婦）
	DBなし	DBあり		DB・DCなし	DCのみ	DBあり	（DBあり）
2001年10月～	3.6	1.8	6.8 <3.2>	1.5	—	—	—
2004年10月～	4.6	2.3	6.8 <2.2>	1.8	—	—	—
2010年1月～	5.1	2.55	6.8 <1.7>	2.3	—	—	—
2014年10月～	5.5	2.75	6.8 <1.3>	2.3	—	—	—
2017年1月～	5.5 (3.5)	2.75 (1.55)	6.8 <1.3>	2.3	(2.0)	(1.2)	1.2
2022年10月～	5.5	2.75	6.8 <1.3>	2.3	Min(5.5-DC,2.0)	Min(2.75-DC,1.2)	1.2
2024年12月～	5.5	5.5-DB	6.8 <1.3>	2.3	Min(5.5-DB-DC,2.0)		2.0
2026年12月～	6.2	6.2-DB	7.5 <1.3>	6.2	6.2-DB-DC		6.2-0.8=5.4

- （注）1. 「2017年1月～」欄の（ ）書きは、企業型DC規約に個人型DC加入可の規定がある場合
 2. 表中の「DC」は企業型DCの（個人別）事業主掛金、「DB」はDB制度対応掛金、計算額がマイナスなら拠出可能額なし。
 3. 個人型DC第1号（自営業者等）欄の< >書きは、厚生年金給付対応掛金（個人型DC第1号掛金－企業型DC第2号DBなし掛金）
 （所得税率20%・住民税率10%の公務員が上限の5.4万円を拠出した場合、年間で約19.4万円もの税金が安くなる計算。）

（出所）筆者作成

< 拠出(可能)限度額の元本累計・元利合計 >

(単位：万円)

	月額	利率								
	3.6	2%	5.5	2%	6.2	2%	7.5	2%	2.3	2%
年数	元本累計	元利合計								
1	43.2	43.6	66.0	66.7	74.4	75.1	90.0	90.9	27.6	27.9
2	86.4	88.1	132.0	134.6	148.8	151.8	180.0	183.6	55.2	56.3
3	129.6	133.5	198.0	204.0	223.2	230.0	270.0	278.2	82.8	85.3
4	172.8	179.8	264.0	274.7	297.6	309.7	360.0	374.6	110.4	114.9
5	216.0	227.1	330.0	346.9	372.0	391.0	450.0	473.0	138.0	145.1
10	432.0	477.7	660.0	729.9	744.0	822.8	900.0	995.3	276.0	305.2
15	648.0	754.5	990.0	1152.7	1116.0	1299.4	1350.0	1571.9	414.0	482.0
20	864.0	1060.1	1320.0	1619.6	1488.0	1825.7	1800.0	2208.5	552.0	677.3
25	1080.0	1397.5	1650.0	2135.0	1860.0	2406.8	2250.0	2911.4	690.0	892.8
30	1296.0	1770.0	1980.0	2704.1	2232.0	3048.3	2700.0	3687.5	828.0	1130.8
35	1512.0	2181.3	2310.0	3332.5	2604.0	3756.6	3150.0	4544.3	966.0	1393.6
40	1728.0	2635.3	2640.0	4026.2	2976.0	4538.6	3600.0	5490.3	1104.0	1683.7
45	1944.0	3136.7	2970.0	4792.1	3348.0	5402.0	4050.0	6534.7	1242.0	2004.0
50	2160.0	3690.2	3300.0	5637.8	3720.0	6355.3	4500.0	7687.9	1380.0	2357.6

(出所)筆者作成

< 拠出限度額引き上げについての論点(疑問点) >

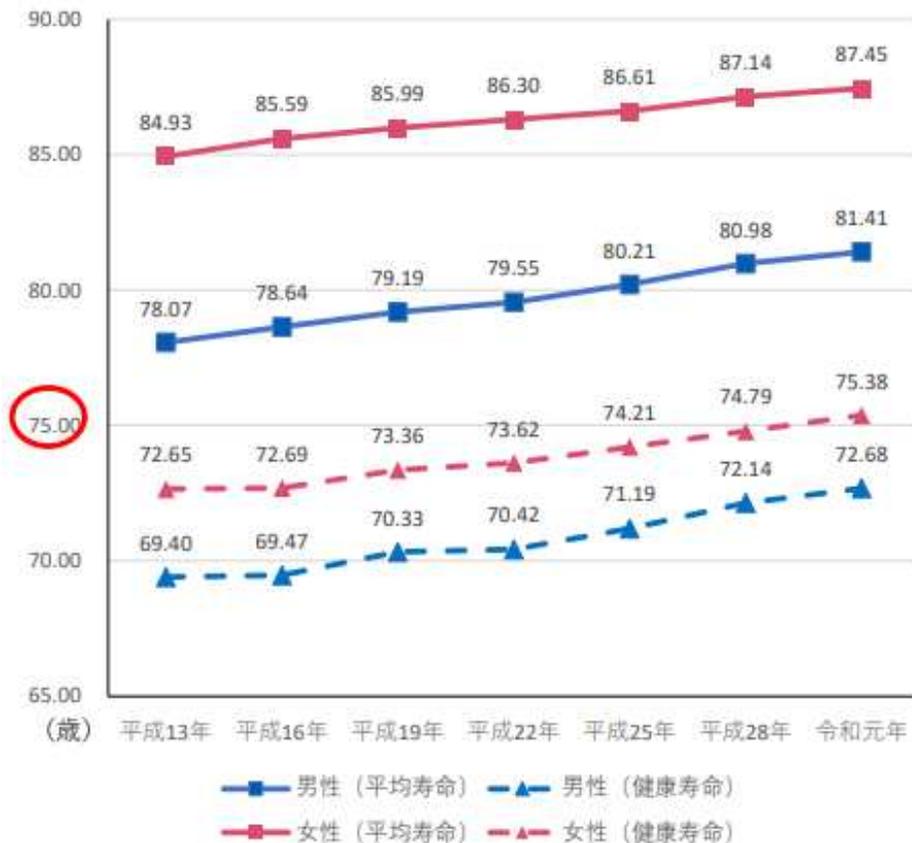
- 掛金非課税の税制優遇(課税免除)は、効果としては、税金からの補助金と変わらない。
- 基礎年金保険料の「60歳→65歳まで」延長に国庫負担増として反対する財務省は、掛金非課税枠拡大を、どう考えているのか。
- 自営業者等の加入状況からすると、掛金非課税枠拡大は、被用者側の利点が多い。
- 財政赤字の状況からすると、掛金非課税枠拡大のコスト(数千億円?)は、国民全員が負担する消費税(の引き上げ?)で賄われることになる。
- 拠出限度額の規模は、すでに十分大きく、枠拡大は、高所得者への恩恵をさらに大きくする。
- 拠出限度額の規模は、算出される厚生年金対応掛金と比べて非常に大きいですが、公私年金のバランスは、とれているのか。
- 給付時課税の強化が急がれるのではないか。

(出所)筆者作成

<平均寿命、健康寿命、年齢階級別の認知症有病率の概況>

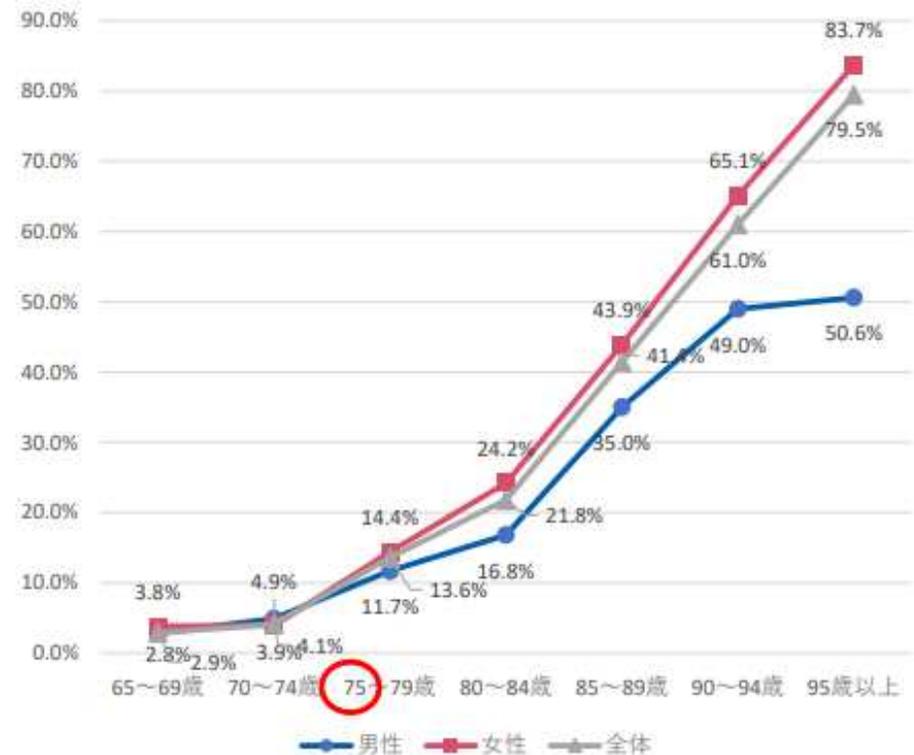
- 平均寿命・健康寿命が伸びてきている。年齢があがるにつれ、認知症有病率は上昇する。

平均寿命と健康寿命の推移



(出所) 第16回健康日本21 (第二次) 推進専門委員会 (令和3年12月20日) 資料3-1

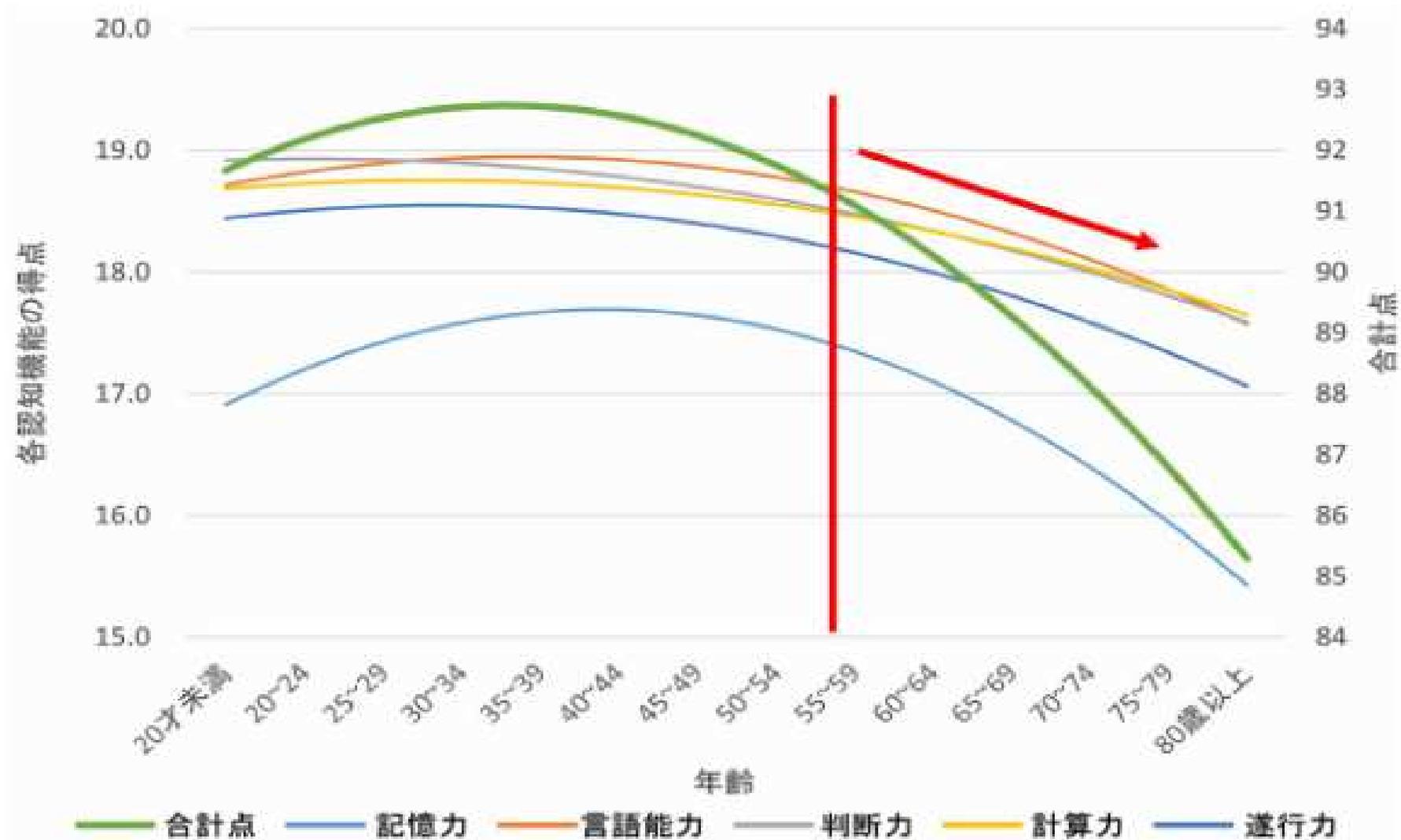
年齢階級別の認知症有病率



(出所) 「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応 (厚生労働科学研究費補助金認知症対策総合研究事業 平成21~24年度)」 研究代表者 朝田隆 (筑波大学医学医療系)

<出所:「iDeCoの加入可能年齢・受給開始可能年齢」p18>

<認知能力の低下→高齢期の自己責任運用は困難>



分析結果グラフ。縦軸が得点、横軸が年齢。 出典：「認知症ねっと」

<出所：https://www.bm-sms.co.jp/wp-content/uploads/2020/09/prs_20170203_ninchicheck.pdf>

IV 年金給付確保の方法

<確定給付企業年金と確定拠出年金の受給の現状>

- 確定給付企業年金・確定拠出年金ともに、相当数が一時金受給を選択している。特に**確定拠出年金**では、企業型・個人型ともに**9割程度**と、この傾向が顕著である。

新規受給者数ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況

	確定給付 企業年金	確定拠出年金	
		企業型	個人型
年金	24%	6%	10%
年金と一時金（併給）	8%	2%	2%
一時金	68%	93%	88%

(出所) 確定給付企業年金は、厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」の特別集計により厚生労働省にて作成。
確定拠出年金は、確定拠出年金運営管理機関業務報告書(2021事業年度)より厚生労働省にて作成。

<出所:「公的年金と私的年金の現状と課題について」p26>

<公的年金等控除>

(所得が年金のみ または 年金以外の所得が年間 1,000万円以下の場合)

年金を受け取る人の年齢	受け取る年金額 (A)	公的年金等控除額
65歳以上	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27万5千円$
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68万5千円$
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145万5千円$
	1,000万円超	195万5千円
65歳未満	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27万5千円$
	410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68万5千円$
	770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145万5千円$
	1,000万円超	195万5千円

(著者注:年金所得は、住民税や国民健康保険等の算定基礎となる。)

<出所:日本年金機構「所得金額の計算方法」>

<退職所得控除>

課税の対象となる退職所得の金額を計算する過程で、退職手当等の収入金額から控除する額のことを「退職所得控除額」という。

退職所得控除額は、次のように計算する（注記1）。

勤続年数が20年以下	40万円×勤続年数（注記2） ただし、この額が80万円に満たない場合は80万円。
勤続年数が20年超	800万円+70万円×（勤続年数-20年）（注記2）

なお、退職所得の金額は、次のように計算する。

$$(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

ただし、役員等勤続年数が5年以下である者の場合は、1/2を乗じずに計算する。

また、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者の場合は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分には1/2を乗じずに計算する。

令和7年度税制改正(令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合)

退職手当等(老齢一時金(確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいう。以下同じ。))を除く。)の支払を受ける年の**前年以前9年内**(従来4年内)に老齢一時金の支払を受けている場合には、当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とする。⇒**10年以内なら控除の調整(減額)の可能性**

<出所:企業年金連合会「退職所得控除額 | 用語集」>

<https://www.pfa.or.jp/yogoshu/ta/ta16.html>

< 確定給付企業年金法令における老齢給付・年金関連規定 >

確定給付企業年金法

(老齢給付金の支給の方法)

第38条 老齢給付金は、**年金として支給**する。

2 老齢給付金は、規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、**一時金として支給することができる**。

(年金給付の支給期間等)

第33条 年金給付の支給期間及び支払期月は、**政令で定める基準**に従い規約で定めるところによる。ただし、**終身又は五年以上**にわたり、**毎年一回以上定期的**に支給するものでなければならない。

(支給要件) 第36条第2項第1項第1号

60歳以上70歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給するものであること。

< 確定給付企業年金法令における老齢給付・年金関連規定（続） >

確定給付企業年金施行令

(支給期間及び支払期月)

第25条 法第33条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 保証期間を定める場合にあっては、**二十年を超えない範囲内**で定めること。
- 二 年金給付の支払期月は、**毎年一定の時期**であること。

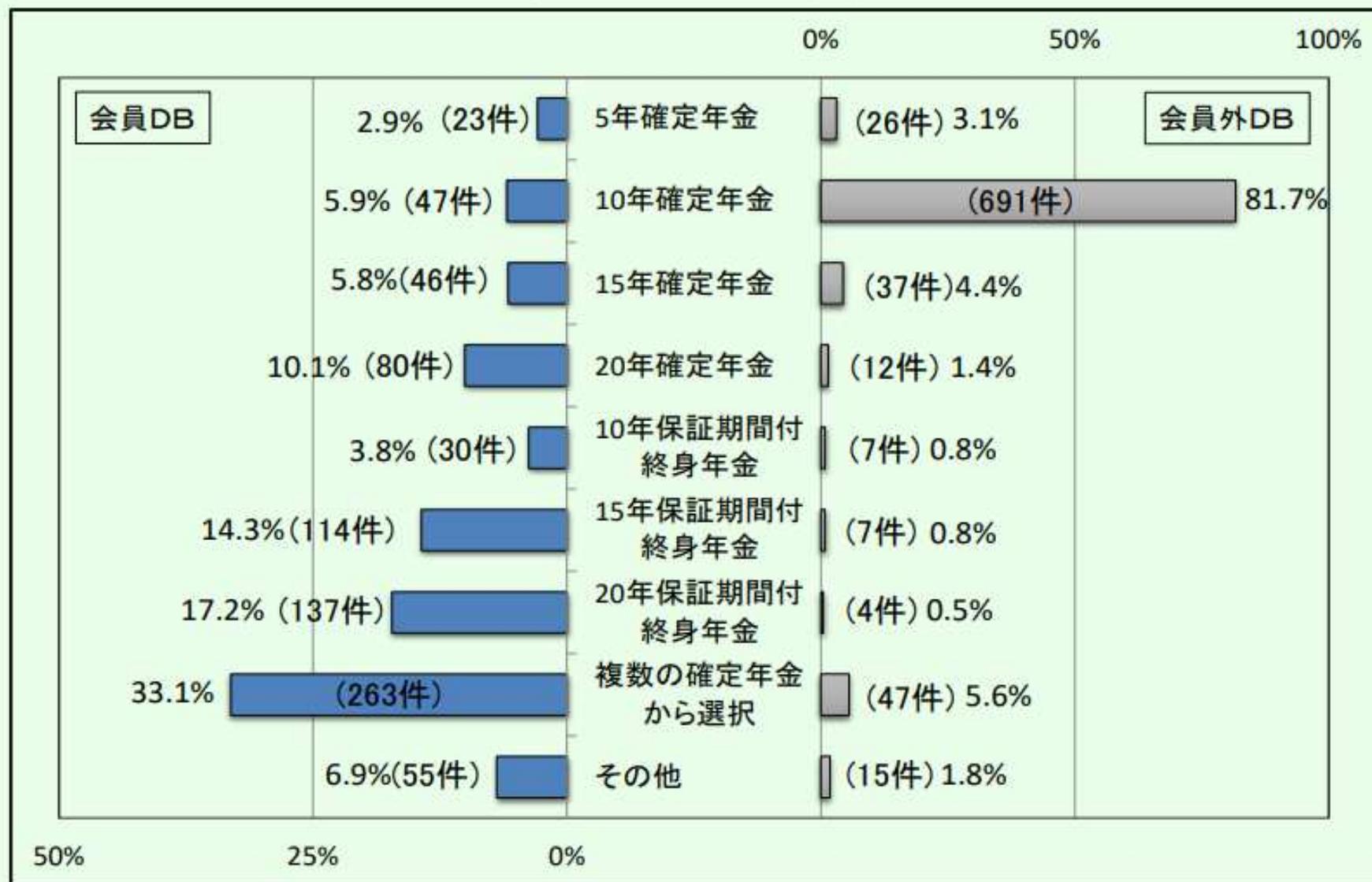
(老齢給付金を一時金として支給する場合の基準)

第29条 法第38条第2項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 年金として支給する老齢給付金について**保証期間**が定められていること。
- 二 老齢給付金の**受給権者の選択**により一時金として支給するものであること。
- 三 (略:一時金選択の時期)

< 確定給付企業年金制度における年金給付の種類 >

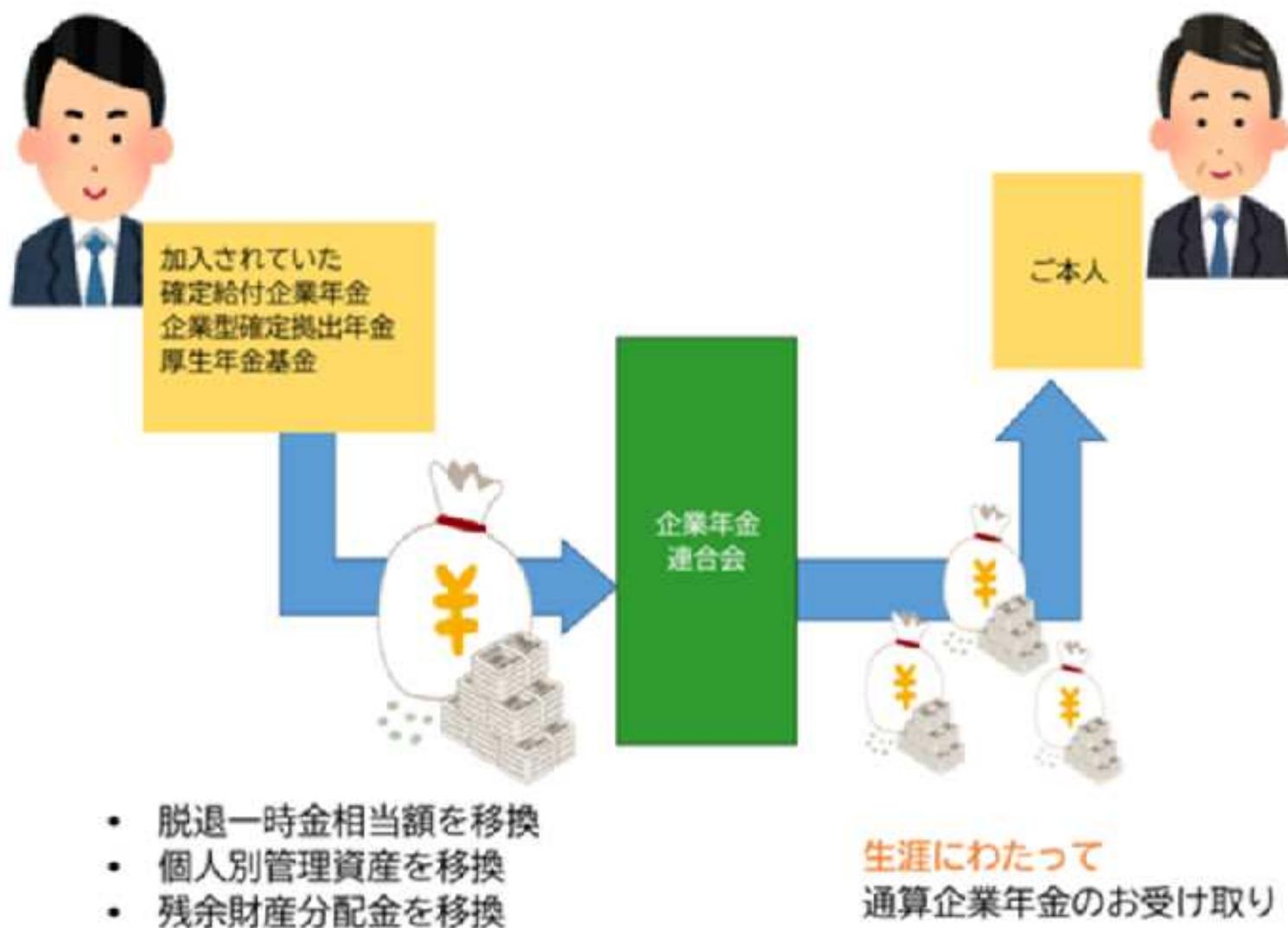
図表8. 主な年金の種類



(注) 会員DBの回答制度数は795制度。会員外DBの回答制度数は846制度。

< 出所: 企業年金連合会「企業年金実態調査結果(2023年度概要版)」p28 >

< 企業年金連合会の通算年金 >



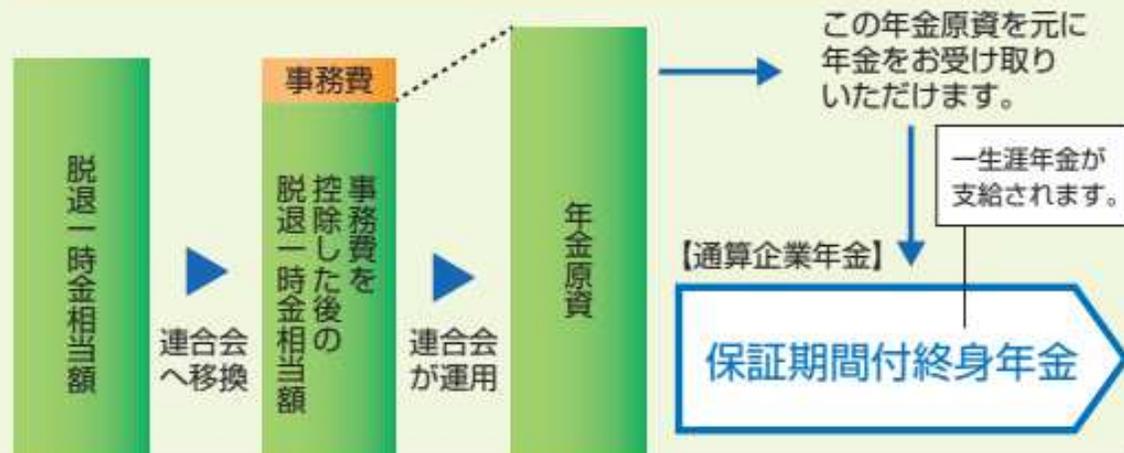
< 出所: 企業年金連合会「移換の仕組みと企業年金連合会の役割」 >

< 企業年金連合会の通算年金（続） >

通算企業年金は生涯にわたりお受け取りいただける終身年金です

- 皆様からお預かりした脱退一時金相当額は、企業年金連合会が責任を持って運用します。
- 年金額を算定する際の予定利率^(※)は、連合会が移換を受けた時の年齢に応じて **0.25%～1.25%** です。連合会が移換を受けてから年金を支払い終えるまでの平均期間の違いを勘案しています。（運用の状況によっては、年金額が増額される場合があります。）
- 上記の予定利率の適用対象者は、**令和4年5月1日**以降に確定給付企業年金の加入資格を喪失した方となります。

通算企業年金のしくみ・イメージ図



(※) 予定利率

移換時の年齢	予定利率
45歳未満	1.25%
45歳以上55歳未満	1.00%
55歳以上65歳未満	0.75%
65歳以上	0.25%

< 出所：企業年金連合会「通算企業年金のおすすめ(パンフレット)」 >

< 確定拠出年金法令における老齢給付・年金関連規定 >

確定拠出年金法

(支給の方法)

第35条 老齢給付金は、**年金として支給**する。

2 老齢給付金は、企業型年金規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、**一時金として支給することができる**。

確定拠出年金法施行令

(給付の額の算定方法に関する基準)

第5条第1項

一 年金として支給されるもの 個人別管理資産額及び支給予定期間を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定されるものであること。

確定拠出年金法施行規則(企業型年金の給付の額の算定方法の基準)

第4条第1項 一 年金たる老齢給付金

ハ 給付の額は、個人別管理資産額の二分の一に相当する額を超えず、かつ、二分の一に相当する額を下回らないものであること

ニ 支給予定期間は、五年以上二十年以下であること。

< 確定拠出年金制度における「年金」給付 >

- 運用を続けて、投資資産を売却しながら一定年数で(定額または定率で)受け取る「分割取崩」と、運営管理機関が提示する「年金受取商品」を選択する二つの方法が考えられる。
- 現在では、低金利の影響を受け、「年金受取商品」を提示していない運営管理機関も多く、「分割取崩」が主流となっている。当然の事ながら、投資リスクがあり、資産が枯渇すれば給付は終了する。
- また、給付の受給には、振込手数料(440円/回)と口座管理手数料(月66円～)がかかることになる。
- このように、確定拠出年金制度における「年金」給付は、確定給付企業年金における「年金給付」とは、まったく別物である。
- 定期的な収入としての「年金」を希望するのであれば、いったん一時金として受給(退職所得控除の適用あり)し、その資金で年金(類似)商品を購入することが考えられる。
- 年金(類似)商品購入の場合には、公的年金等控除は受けられないが、分割取崩のような手数料は不要で、住民税等への影響もない。

(出所)筆者作成

<考えられる「年金(類似)商品」>

商品	概要	注意点
○企業年金連合会 「通算年金」	企業型年金の脱退一時金を 離転職で移換(イデコ不可)	通算年金は終身年金 に限定
×毎月分配型投信	運用が好調の場合のみ 機能	元本割れ、給付終了 のリスク
△生命保険会社の 個人年金	個人年金保険料控除の 対象で節税効果	途中解約は元本割れ リスク
△金融機関の 年金払定期	ろうきん「ゆとりすと」など を利用	事前準備が必要で 金利面は不利
○定期預金の ラダー戦略	年単位の定期預金を複数組 み合わせ	月単位等の給付には 自動振替が必要

(出所)筆者作成

< 参照資料 >

社会保障審議会 企業年金・個人年金部会

「公的年金と私的年金の現状と課題について」(2023年12月11日資料2)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001177171.pdf>)

東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情」

(<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/toukei/koyou/chingin/>)

企業年金連合会

「企業年金に関する基本統計」(<https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/nenkin/index.html>)

「通算企業年金のおすすめ」(<https://www.pfa.or.jp/tsusan/index.html>)

厚生労働省

「年金制度改正法が成立しました (5) 私的年金制度」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html)

「iDeCoの加入可能年齢の引き上げ」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001597572.pdf>)

「iDeCo拠出限度額の引き上げ」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001597573.pdf>)

「令和8年12月からiDeCoがパワーアップします!」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001620594.pdf>)

「企業年金の加入者のための運用等の見える化等に関する懇談会」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-nenkin_129221_00001.html)